平成２３年（フ）第５０８号
宮城県塩竈市香津町10番９号
債務者　上杉　和久
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
仙台市青葉区折立３丁目２番32号ソレイユＣ202
債務者　千葉　広道
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
仙台市若林区舟丁68番地　丸三コーポ203
債務者　木藤　孝吉
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９４号
仙台市青葉区小田原５丁目３番57―406号、破産申立時の住所仙台市青葉区宮町３丁目５番５号
債務者　丹野千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９１０号
仙台市太白区秋保町湯元字石名坂14番地の１グランドヒル秋保第２―202
債務者　川島とす子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３７号
宮城県名取市増田７丁目10番14―206号コーポセブン２
債務者　清水　美和
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
秋田市土崎港西２丁目12番50―２号
債務者　池田　　一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
福島県南相馬市原町区桜井町１丁目173番地の１遠藤貸家３号棟
債務者　宇田川　清
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３２号
福島県南相馬市原町区桜井町１丁目173番地の１遠藤貸家３号棟
債務者　宇田川京子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第８８号
茨城県高萩市大字下手綱981番地の１県営高萩アパート５―203
債務者　安斎　和秋
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９４号
茨城県日立市東町２丁目23番６―201号
債務者　野内　孝哲
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９５号
茨城県日立市東町２丁目23番６―201号
債務者　野内　恵美（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７６号
茨城県神栖市矢田部12143番地
債務者　安藤美代子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９２号
茨城県神栖市波崎4835番地
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２８０号
茨城県常総市坂手町5510番地23
債務者　髙野　清行
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０５３号
千葉県船橋市高根台３丁目３番244棟307号
債務者　天間カズ子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９９号
千葉市花見川区花見川９番12棟102号
債務者　渡邉　瑞男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係